

横浜市東戸塚地域ケアプラザにおける運転免許証の失効後の運転について

1 概要

横浜市東戸塚地域ケアプラザ（指定管理者 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会）で運転業務を行う通所介護相談員（A職員 30代・女性）が、運転免許証の有効期限が切れて失効したまま、利用者を送迎するために自動車を運転していたことが判明しました。

2 経過

○平成 28 年 7 月 18 日（月）

運転免許証の有効期限が切れて失効する。

○平成 28 年 11 月 13 日（日）

A職員が転居のために書類を整理する中で運転免許証の失効に気が付く。

運転免許証の失効に気が付くまでに、計 42 回の送迎を行っていた。

○平成 28 年 11 月 14 日（月）

運転免許証を再取得する。

○平成 28 年 11 月 16 日（水）16:55 頃

A職員が、東戸塚地域ケアプラザの所長に報告し、所長から戸塚区福祉保健課に状況の報告を行う。

3 原因

運転免許証の更新状況の確認が不十分でした。また、毎朝運転前のミーティングで運転免許証の携帯を確認していましたが、有効期限についての確認までは行っていませんでした。

4 再発防止に向けた対策

(1) 東戸塚地域ケアプラザの対応

毎年度当初に、運転免許証の確認を行い、当該年度に更新の必要がある職員を把握し、更新直前に注意喚起を行います。また、更新後の報告を義務付けます。毎朝運転前のミーティングでは、運転免許証の携帯だけではなく、有効期限についても確認を行います。

なお、横浜市社会福祉協議会では全職員に対し、運転免許証の有効期限の再確認を行うとともに、確認作業が形骸化せぬようマニュアル等の再検討をおこなっています。

(2) 戸塚区役所の対応

横浜市東戸塚地域ケアプラザに対して、再発防止を徹底するように指示しました。また、戸塚区内の全地域ケアプラザに対して今回の事例を情報提供し、各施設で職員の運転免許証の確認を指示しました。

お問合せ先	
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会社会福祉部長	島本 洋一 Tel 045-201-2252
戸塚区福祉保健課長	嘉代 哲也 Tel 045-866-8402